

工事費内訳書の提出が求められている工事の入札に当たっては、次の事項にご留意ください。

1. 入札参加者は、第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
2. 工事費内訳書は、入札参加者の適切な見積り努力を確認するための資料として提出を求めるものであり、入札および契約上の権利義務を生じるものではないが、提出を行わない場合や適切な見積りを行っていないと認められる場合には、「福井県財務規則」の規定に基づき、当該入札参加者の行った入札を無効にする場合があることや、入札手続きの終了後、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等が行われる場合があります。
3. 工事費内訳書の様式は自由とするが、その記載内容は最低限、閲覧に供した設計図書に対応し、直接工事費、間接工事費、一般管理費等の額およびその算出の基礎となる工種・種別等の内訳(数量、単価、金額等)を明らかにした工事費内訳書としての内容を備えたものとしてください。
4. 工事費内訳書は、入札執行者が確認の後、発注機関において保管します。